

## 女性活躍推進法第17条に基づく「女性の職業選択に資する情報」の公表

令和2年5月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び同法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令に基づき、女性の職業選択に資する情報として、次の項目について公表する。

【計画の対象職員】 秋田県後期高齢者医療広域連合長が任命する職員

### 1 超過勤務の状況

区分	令和元年度	
	男性	8.6時間/月
女性	21.2時間/月	254.7時間/年
合計	10.8時間/月	129.5時間/年

※時間外手当が支給されない職員を除く。

### 2 年次休暇取得率

区分	令和元年度
男性	74.1%
女性	46.6%
合計	70.1%

※「職員が取得した年次休暇の日数」÷「職員に付与された年次休暇の日数（繰越日数は除く）」×100

### 3 男性の配偶者出産休暇取得率

区分	令和元年度
対象者	2人
休暇取得者	2人
取得率	100%

※配偶者出産休暇

妻の出産に伴い、入院の付添い等のため取得できる休暇。

出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において2日取得可能。